



## 最新の入境規制について

### 1. 香港から日本への帰国、ワクチン証明で隔離は14日から10日に

日本政府は2021年9月27日、「水際対策強化にかかる新たな措置（18）（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）」を発表しました。日本政府が有効と確認したワクチンの接種証明書があれば、入国後14日間の自宅などでの隔離期間を10日に短縮できることになりました。入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査または抗原定量検査）の陰性結果を厚生労働省に届ける必要があります。

当該措置は2021年10月1日から適用され、香港から日本に帰国する場合には隔離期間が14日から10日となりますが、マカオは対象外となっている他、ワクチンを接種できない12歳未満の子供については適用されない点に留意が必要です。

また、日本政府が認めたワクチンは、ビオンテック（ファイザー）、アストラゼネカ、モデルナの3種類のワクチンで、香港で接種可能なワクチンのうち「科興控股生物技術（Sinovac Biotech/シノバック・バイオテック）」が開発した「克爾來福（CoronaVac）」は対象外となります。

### 2. 香港非居住者の広東省からの強制検疫なしでの入境が可能に（来港易スキーム）

2021年9月15日より、香港非居住者を対象に広東省から強制検疫なしで香港に入境できる来港易スキーム（Come2hk）が開始されました。本スキームは1日2,000人まで利用でき、深圳湾及び港珠澳大橋からそれぞれ1,000人までを上限として入境が可能となります。入境にあたっては、入境日の3日前以降に取得したPCR検査の陰性結果を提示すればよく、ワクチンの接種は求められていません。ただし、本スキームを利用して香港に入境した場合でも、現時点では広東省に戻る際に中国側で強制検疫が必要となります。

なお、本スキームは当初マカオからの入境者も対象となっていたましたが、マカオでのコロナウイルス感染状況を考慮し、2021年9月25日22時より、マカオからの入境については再び強制検疫が義務付けられることになりました。

### 3. 香港居住者の中国本土からの強制検疫なしでの入境が可能に（回港易スキーム）

2021年9月8日より、香港居住者が中国本土全域から入境する際に強制検疫を免除する回港易スキーム（Return2hk）が再開されました。本スキームは中国本土でのコロナウイルス感染拡大を受けて、一時的に広東省からの入境者のみが対象となっていたましたが、再び中国本土全域からの入境が可能となりました。1日6,000人が利用でき、3,000人は深圳湾から、2,000人は港珠澳大橋から、1,000人は香港国際空港から香港に入境できます。

なお、本スキームは当初マカオからの入境者も対象となっていたましたが、マカオでのコロナウイルス感染状況を考慮し、2021年9月25日22時より、マカオからの入境については再び強制検疫が義務付けられることになりました。

フェアコンサルティング グループ

# FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING  
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

[ka.yamaguchi@faircongrp.com](mailto:ka.yamaguchi@faircongrp.com)

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。